

令和 7 年労働災害動向調査

Q & A 集

事業所調査

目次

Q A 1. 労働災害動向調査について.....	3
(1) 労働災害動向調査とは、どのような調査でしょうか。 ..	3
(2) この調査の調査対象を教えてください。 ..	3
(3) この調査は、どのように利用されているのでしょうか。 ..	4
(4) 調査対象はどのように選ばれるのでしょうか。 ..	4
(5) 事業所母集団データベースは、どのように作成されているのでしょうか。 ..	4
(6) この調査票は、どれくらいの事業所に送られているのでしょうか。 ..	4
(7) この調査の対象期間は、いつからいつまででしょうか。 ..	5
(8) この調査の結果は、いつ頃、どのように公表されるのでしょうか。 ..	5
(9) この調査は、基幹統計か一般統計のどちらでしょうか。 ..	5
Q A 2. 労働災害動向調査の回答について.....	6
(1) この調査の回答期間は1月1日から20日までですが、12月中に提出してもよいですか。 ..	6
(2) この調査は、回答の義務があるのでしょうか。 ..	6
(3) この調査を回答しない場合、何らかの罰則があるのでしょうか。 ..	6
(4) この調査に回答しても、プライバシーは守られるのでしょうか。 ..	6
(5) この調査に回答することで、労働基準監督署から指導が入ることはありますか。 ..	7
(6) 封筒に複数の種類の書類が入っていますが、調査票1枚のみ返信すればよいですか。 ..	7
(7) 「事業所の主な生産品の名称又は事業の内容」はどのように回答すればよいですか。 ..	7
Q A 3. 労働災害動向調査の内容について.....	8
① 労働者数について ..	8
(1) 「常用労働者」とは、どういう者を指すのでしょうか。 ..	8
(2) 「企業全体（貴事業所を含めた企業全体）の常用労働者」とは、何を指すのでしょうか。 ..	8
(3) 「貴事業所」、「貴事業所の常用労働者数」とは、何を指すのでしょうか。 ..	8
(4) 「全労働者」とは、何を指すのでしょうか。 ..	9
(5) 会社の合併などにより、年の途中から労働者数が増加（減少）しました。労働者数は、いつ時点の人数を回答すればよいのでしょうか。 ..	9
② 労働災害動向調査における「延べ実労働時間」について ..	9
(1) 早出・残業などの時間外労働や休日労働は、延べ実労働時間数に含めますか。 ..	9
(2) 休憩時間や年次有給休暇を取得した日は、延べ実労働時間数に含めますか。 ..	9
(3) 研修や出張は、延べ実労働時間数に含めますか。 ..	10
(4) 全労働者の延べ実労働時間数を足し上げると、1時間未満の端数が生じました。どのように処理すればよいのでしょうか。 ..	10
③ 労働災害動向調査における「労働災害」について ..	10
(1) この調査の「労働災害」とは、どういう災害を指しますか。 ..	10

(2) この調査の「労働災害」に、新型コロナウイルスなどの感染症は含まれますか。	10
(3) この調査の「労働災害」に、通勤災害は含まれますか。	11
④ 労働災害動向調査における「延べ休業日数」について	11
(1) 会社が所定休日（例：土日祝日）である場合や、被災者が年次有給休暇を取得する日は、延べ休業日数に含めるのでしょうか。	11
(2) 労働災害が木曜日に発生し、その労働者は月曜日まで休業しました。土日は会社の指定休日である場合、延べ休業日数はどのように記入すればよいのでしょうか。	11
(3) 労働者が、被災日の翌日から「3日と半日」休業した場合、休業日数は何日とカウントすればよいのでしょうか。	11
(4) 労働者が労働災害により休業していますが、休業日数が確定していません。どのように記入すればよいのでしょうか。	12
(5) 調査対象の前年（＝令和6年）に発生した労働災害が原因で、調査対象年（＝令和7年）も引き続き休業しています。この場合は、どのように記入すればよいのでしょうか。	12
(6) 調査対象年（＝令和7年）に発生した労働災害が原因で、調査対象の翌年（＝令和8年）まで休業が続く見込みです。この場合、どのように記入すればよいのでしょうか。	12
Q A 4. 労働災害動向調査の主な用語について	13
(1) 労働災害動向調査における「労働災害」とは、何でしょうか。	13
(2) 「度数率」とは、何でしょうか。	13
(3) 「強度率」とは、何でしょうか。	13
(4) 「不休災害」とは、何でしょうか。	14
(5) 「不休災害度数率」とは、何でしょうか。	14
(6) 「全度数率」とは、何でしょうか。	14
(7) 「労働損失日数」とは、何でしょうか。	15
(8) 「永久全労働不能」とは、何でしょうか。	15
(9) 「永久一部労働不能」とは、何でしょうか。	16
(10) 「一時労働不能」とは、何でしょうか。	16

Q A 1. 労働災害動向調査について

(1) 労働災害動向調査とは、どのような調査でしょうか。

回答

産業別、事業所規模別の労働災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」や、災害の重さの程度を示す「強度率」などを推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的としています。

ご関心がありましたら、厚生労働省ホームページに掲載しております「労働災害動向調査」をご覧ください。インターネットで「厚生労働省 労働災害動向調査」と検索していただくと、該当のホームページを確認いただけます。

(2) この調査の調査対象を教えてください。

回答

調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類による、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業（総合工事業を除く。）」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）」、「医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）」、「サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）」の産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所（国営事業所を除く。農業、林業及び漁業については、民営事業所のみ）及び製造業のうち特定の産業に属し、10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所（※）を対象としています。

なお、管理・事務部門をもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象から除いています。

(※)…10～29人の常用労働者を雇用する事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業のみとします。

(3) この調査は、どのように利用されているのでしょうか。

回答

安全衛生に関する表彰の基準や、企業・法人様での CSR 活動における指標として利用されています。

(4) 調査対象はどのように選ばれるのでしょうか。

回答

労働災害動向調査の対象となった事業所様は、事業所母集団データベースを母集団とし、統計理論に基づいて無作為に選定させていただいている。

(5) 事業所母集団データベースは、どのように作成されているのでしょうか。

回答

事業所母集団データベースとは、統計法第 27 条第 1 項に基づき整備されるもので、「経済センサス」や「経済構造実態調査」などの各種統計調査の結果と、事業所・企業への照会の結果情報を用いて、すべての事業所・企業情報を経常的に更新することで、最新の情報を保持するデータベースとなっています。

出典：総務省統計局 事業所母集団データベースの概要

<https://www.stat.go.jp/data/jsdb/gaiyou.html>

(6) この調査票は、どれくらいの事業所に送られているのでしょうか。

回答

約 32,000 事業所にお送りしています。

(7) この調査の対象期間は、いつからいつまででしょうか。

回答

今回の令和7年調査は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間を調査の対象としています。

(8) この調査の結果は、いつ頃、どのように公表されるのでしょうか。

回答

今回の令和7年調査は、令和8年6月頃に調査結果の概況を厚生労働省ホームページ及びe-Stat（イースタット／政府統計の総合窓口）にて公表する予定です。

また、全体版は、令和8年11月頃にe-Statにて公表する予定です。

(9) この調査は、基幹統計か一般統計のどちらでしょうか。

回答

労働災害動向調査は、一般統計です。

Q A 2. 労働災害動向調査の回答について

(1) この調査の回答期間は1月1日から20日までですが、12月中に提出してもよいですか。

回答

1月から12月までの1年間の労働災害発生状況を調査するものです。
年内に提出される場合は、1年間の労働災害発生状況が確定する年内の最終営業日にご提出をいただきますようお願いします。

(2) この調査は、回答の義務があるのでしょうか。

回答

労働災害動向調査は、回答の義務が課されている基幹統計調査ではなく、一般統計調査に該当しますので、義務ではありません。

(3) この調査を回答しない場合、何らかの罰則があるのでしょうか。

回答

罰則はありませんが、労働安全衛生行政の基礎資料となる重要な調査であり、調査をお願いしている事業所様にも限りがあります。是非、調査へのご協力ををお願いいたします。

(4) この調査に回答しても、プライバシーは守られるのでしょうか。

回答

労働災害動向調査は、「統計法」という法律に基づいて実施しています。調査上知り得た情報は、他に漏らしてはいけないという守秘義務が課されています。

また、統計法により、統計を作成するという目的以外で調査票の情報を使用することは、固く禁じられています。

(5) この調査に回答することで、労働基準監督署から指導が入ることはありますか。

回答

ご回答いただいた調査票（調査票情報）は、統計法に基づいて扱われます。また、調査に従事する者（民間事業者を含む。）には、守秘義務が課されています。

さらに、統計調査以外の目的で調査票情報を利用又は提供することは固く禁じられており、労働基準監督署などから調査票の記載内容について連絡等が入ることはできません。

(6) 封筒に複数の種類の書類が入っていますが、調査票1枚のみ返信すればよいですか。

回答

ご承知のとおり、調査票1枚のみご返信願います。同封の返信用封筒に封入いただき、投函をお願いします。

なお、残りの書類の返送は不要です。お手数をおかけしますが、御社で廃棄いただきますようお願いします。

(7) 「事業所の主な生産品の名称又は事業の内容」はどのように回答すればよいですか。

回答

この調査票が届いた事業所様が生産されている主なもの、または、事業内容を具体的に記入してください。

もし、「主な生産品が複数ある。」、「複数の異なる事業を営んでいる。」に該当する場合は、そのうち、売上高が最も高いものを選択し、記入してください。

なお、売上高によって決定することが困難な場合は、従事する労働者数が最も多いものを選択し、記入してください。

Q A 3. 労働災害動向調査の内容について

① 労働者数について

(1) 「常用労働者」とは、どういう者を指すのでしょうか。

回答

雇用されている者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者をいいます。

- ア 期間を定めずに、または、1か月以上の期間を定めて雇われている者（パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。）
- イ 重役、理事等の役員のうち、常時貴事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規程、または、同じ基準で毎月給与が算定されている者（労災保険対象者）
- ウ 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払いを受けている者
- エ 育児・介護休業、病気休業中の者（※）

（※）…育児、介護、病気療養等の理由により休職中であっても、事業所様に在籍されている労働者は、労働者数に含めてください。

(2) 「企業全体（貴事業所を含めた企業全体）の常用労働者」とは、何を指すのでしょうか。

回答

今回、調査票が届いた事業所様と同一の法人（企業）の、本社、支社（支所）、工場などを含めた、法人（企業）全体の常用労働者の人数を指します。御社のホームページなどで公表されている労働者数をお答えください。

なお、グループ会社や系列会社は、企業全体には含みませんので、ご留意ください。

(3) 「貴事業所」、「貴事業所の常用労働者数」とは、何を指すのでしょうか。

回答

貴事業所とは、今回、この調査票が届いた事業所様を指します。

「貴事業所の常用労働者」は、この調査票が届いた事業所様の常用労働者の人数を指します。

なお、ゴルフ場など、季節によって労働者数に変動がある事業所様は、主に稼働する繁忙時の労働者数をお答えください。

(4) 「全労働者」とは、何を指すのでしょうか。

回答

正社員、パートタイム労働者、アルバイト、派遣労働者（貴事業所が派遣先である場合）、他社からの出向者、日雇い労働者など、名称や雇用形態の如何を問わず、今回この調査票が届いた事業所様内で働くかれている、全ての労働者を指します。

ただし、事業主、役員（常用労働者である役員は除く）、他社への出向者、他社で働く派遣労働者（貴事業所が派遣元である場合）、請負事業（構内下請けなど）で働く協力業者等は、全労働者の人数には含みません。

(5) 会社の合併などにより、年の途中から労働者数が増加（減少）しました。

労働者数は、いつ時点の人数を回答すればよいのでしょうか。

回答

令和7年12月末日時点での労働者数を回答してください。

② 労働災害動向調査における「延べ実労働時間」について

(1) 早出・残業などの時間外労働や休日労働は、延べ実労働時間数に含めますか。

回答

時間外労働時間や休日労働時間は、延べ実労働時間数に含めてください。

(2) 休憩時間や年次有給休暇を取得した日は、延べ実労働時間数に含めますか。

回答

実際に労働をしていない場合、休憩時間、年次有給休暇を取得した日は、延べ実労働時間数には含みません。

ただし、監視または断続的業務に従事する労働者の「待ち時間」は、延べ実労働時間数に含めてください。

(3) 研修や出張は、延べ実労働時間数に含めますか。

回答

研修や出張は、延べ実労働時間数に含めてください。

(4) 全労働者の延べ実労働時間数を足し上げると、1時間未満の端数が生じました。どのように処理すればよいでしょうか。

回答

延べ実労働時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、切り捨て処理をしてください。

③ 労働災害動向調査における「労働災害」について

(1) この調査の「労働災害」とは、どういう災害を指しますか。

回答

労働災害動向調査における「労働災害」は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた負傷、疾病、および死亡をいいます。

ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染病（新型コロナウイルス感染症を含みます）は除きます。

(2) この調査の「労働災害」に、新型コロナウイルスなどの感染症は含まれますか。

回答

労働災害動向調査における「労働災害」には、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症は、調査対象に含みません。

(3) この調査の「労働災害」に、通勤災害は含まれますか。

回答

労働災害動向調査における「労働災害」には、通勤途上の負傷、疾病および死亡といった、いわゆる通勤災害は、調査対象に含みません。

(4) 労働災害動向調査における「延べ休業日数」について

(1) 会社が所定休日（例：土日祝日）である場合や、被災者が年次有給休暇を取得する日は、延べ休業日数に含めるのでしょうか。

回答

休業日数は、労働災害による負傷や疾病などで働くことができない期間です。会社の所定休日（例：土日祝日）や、年次有給休暇を取得する日であっても、被災したことによって働くことができない期間であれば、延べ休業日数に含みます。

(2) 労働災害が木曜日に発生し、その労働者は月曜日まで休業しました。土日は会社の指定休日である場合、延べ休業日数はどのように記入すればよいのでしょうか。

回答

休業日数は、被災当日を除いて、所定休日を含めた歴日数でカウントします。今回のケースでは、被災当日である木曜日は除き、休業日数は金曜日から月曜日の4日間となりますので、「4日」と記入してください。

(3) 労働者が、被災日の翌日から「3日と半日」休業した場合、休業日数は何日とカウントすればよいのでしょうか。

回答

休業日数は、被災当日（=休業事由が発生した日）の翌日からカウントします。1日未満は切り捨てとなります。この場合は、「3日」とカウントしてください。

(4) 労働者が労働災害により休業していますが、休業日数が確定していません。どのように記入すればよいのでしょうか。

回答

調査対象年（＝令和7年）の最終日から2週間経過後の令和8年1月14日時点において、医師の所見等により「休業見込み日数」が示されている場合は、その見込み日数を記入してください。

(5) 調査対象の前年（＝令和6年）に発生した労働災害が原因で、調査対象年（＝令和7年）も引き続き休業しています。この場合は、どのように記入すればよいのでしょうか。

回答

労働災害動向調査は、調査対象年に発生した労働災害を調査の対象としています。

したがって、調査対象の前年（＝令和6年）に発生した労働災害が原因で、調査対象年（＝令和7年）も引き続き休業している場合は調査対象外となりますので、該当の労働災害についての記入は不要です。

(6) 調査対象年（＝令和7年）に発生した労働災害が原因で、調査対象の翌年（＝令和8年）まで休業が続く見込みです。この場合、どのように記入すればよいのでしょうか。

回答

調査対象年（＝令和7年）に発生した労働災害は調査の対象となります。調査対象の翌年（＝令和8年）の休業見込み日数を含めて、延べ休業日数を記入してください。

Q A 4. 労働災害動向調査の主な用語について

(1) 労働災害動向調査における「労働災害」とは、何でしょうか。

回答

労働災害動向調査における「労働災害」は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた負傷、疾病、および死亡をいいます。

ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染病（新型コロナウイルス感染症を含みます）は除きます。

また、通勤途上の負傷、疾病および死亡といった、いわゆる通勤災害も、労働災害動向調査の調査対象からは除きます。

(2) 「度数率」とは、何でしょうか。

回答

100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものといいます。

計算方法は、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を100万倍したものです。

(3) 「強度率」とは、何でしょうか。

回答

1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数をもって、災害の重さの程度を表したものといいます。

計算方法は、調査期間中に発生した労働災害による延べ労働損失日数を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を1,000倍したものです。

(4) 「不休災害」とは、何でしょうか。

回答

業務遂行中に、業務に起因して受けた負傷または疾病によって被災した後に、医療機関（事業所内の診療所を含みます）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったものをいいます（被災日の翌日以降の休業が1日未満のものも含みます。）。

(5) 「不休災害度数率」とは、何でしょうか。

回答

100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数をもって、不休災害発生の頻度を表したものをおきます。

計算方法は、調査期間中に発生した不休災害による死傷者数を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を100万倍したものです。

(6) 「全度数率」とは、何でしょうか。

回答

100万延べ実労働時間当たりの不休災害と休業1日以上を合わせた労働災害による死傷者数をもって、不休災害も含めた労働災害発生の頻度を表したものをおきます。

計算方法は、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数（不休災害及び休業1日以上）を、同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除して、その数値を100万倍したものです。

(7) 「労働損失日数」とは、何でしょうか。

回答

労働災害により労働不能となった日数をいいます。
次の基準により算出します。

ア 死亡（7, 500日）

労働災害のため死亡したもののことです。既死の場合のみではなく、負傷または業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。

イ 永久全労働不能（7, 500日）

労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表(※)の第1級～第3級に該当する障害を残すもののことです。

ウ 永久一部労働不能（級に応じて50～5, 500日）

労働災害の結果、身体障害等級第4級～第14級に該当する障害を残す者ることで、次のa、bに該当するものをいいます。

a 身体の一部を完全にそう失したもの

b 身体の一部の機能を永久に廃したもの

エ 一時労働不能（所定休日も含めた歴日数の延べ休業日数に、

300／365（閏年は300／366）を乗じた日数）

労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失せずに治ゆして、身体障害等級表第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいいます。

(※)…身体障害等級は、「調査票記入要領」のP. 4をご参照ください。

(8) 「永久全労働不能」とは、何でしょうか。

回答

労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいいます。

(9) 「永久一部労働不能」とは、何でしょうか。

回答

労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すものをいいます。身体の一部を完全にそう失したもの、または、身体の一部の機能が永久に不能となったものをいいます。

(10) 「一時労働不能」とは、何でしょうか。

回答

労働災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治ゆするものをいいます。また、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残さないものをいいます。